

第9期大田区男女共同参画推進プラン策定支援業務委託仕様書（案）

1 策定業務の趣旨

第9期大田区男女共同参画推進プラン（以下「第9期プラン」という。）は、男女共同参画社会基本法に基づく『市町村男女共同参画計画』として策定する。策定にあたり、男女共同参画に関する意識調査結果を基礎資料とし、区の現状や課題等の洗い出しや整理に加え、区の特徴及び特色を考慮したうえで本計画に盛り込み、区における男女共同参画社会の形成を促進するために実効性のある指針とする必要がある。本計画には、「大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画」及び「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を引き続き包含する。また、大田区基本計画や大田区地域福祉計画など区の関連する計画等と整合性を図るとともに、今回新たに、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に定める市町村基本計画についても包含し、男女共同参画社会の総合的改革を目指し策定する。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

3 業務委託内容

(1) 男女共同参画に関する政策動向の整理・分析

- ア 第8期大田区男女共同参画推進プラン策定後の国、東京都における関連する政策動向を整理する。
- イ 国における第5次男女共同参画基本計画の検討状況を補足し、適宜、区に情報提供を行う。
- ウ 特別区を中心とした他自治体の政策動向を整理する。
- エ 上記ア～ウを踏まえて、第9期プラン策定において有益な政策動向を抽出する。

(2) 第8期プランの進捗状況の総括及び評価

- ア 第8期プランに記載された事業の進捗状況について庁内関係部局からの報告に基づき、現状を把握する。
- イ 上記ア及び令和6年度に実施した「大田区男女共同参画に関する意識調査」の結果を用いて、第8期プランに示された指標の現状値を把握し、目標達成状況を評価する。
- ウ 上記イを踏まえて、第9期プラン策定において取り組むべき施策を抽出する。

(3) 第9期プランにおける課題の抽出

- ア 「大田区男女共同参画に関する意識調査」の結果を用いて、区民の現状から把握される第9期プランの課題を抽出する。
- イ 上記(2)、(3)も踏まえ、第9期プランにおける課題をまとめる。

(4) 素案の策定

- ア 上記(4)を踏まえ、職員会議、大田区男女共同参画推進区民会議等での議論を通じて、第9期プランの施策体系を作成する。
- イ 施策体系を踏まえ、第9期プランの素案（パブリックコメント用原稿）を作成する。

(5) パブリックコメント及び区民説明会の実施

- ア パブリックコメント実施の際に使用する素案をデータ及び紙で用意する。部数等については区と協議のうえ決定する。
- イ パブリックコメントとして応募された区民意見の整理及び回答支援、計画書への反映方針の検討を行う。
- ウ 区民説明会実施の際に使用する資料を作成し用意する。部数等については区と協議のうえ決定する。なお、区民説明会の実施は2回を予定している。

(6) 第9期プランの冊子及び概要版の制作・印刷・製本（成果物の作成）

- ア 第9期プラン冊子及び概要版を制作する。
- イ 制作に当たっては、区民に分かりやすいデザインや表現を心がけること。
- ウ 以下の内容を参考として、区と事業者が仕様を協議・決定の上、印刷・製本する。
 - (ア) 冊子
 - a サイズ等 A4判／フルカラー／くるみ綴じ
 - b 紙種 表紙＝マットコート／本文＝再生上質紙
 - c ページ数 130ページ程度
 - d 部数 300部
 - e 色校 1回
 - (イ) 概要版
 - a サイズ等 A4判／フルカラー
 - b 紙種 マットコート
 - c ページ数 8ページ程度
 - d 部数 500部
 - e 色校 1回
 - (ウ) 納期及び納品先
 - a 納期 令和8年3月25日（水）（予定）
 - b 納品先 大田区総務部人権・男女平等推進課
- エ 冊子及び概要版については、電子媒体1式をそれぞれ提出する。
- オ 詳細については、担当者と打ち合わせる。

(7) 会議等の運営支援

- ア 大田区男女共同参画推進区民会議（6回程度を予定）の会議資料を作成するとともに、会議に出席し、議事要旨を作成する。
- イ 庁内における関係会議にも必要に応じて参加し、参加した場合には議事要旨を作成する。

(8) その他

- ア 本委託業務遂行のために必要な資料は区から貸与するが、当該資料及び成果については、区の許可なく外部に提供しないこと。
- イ 特に仕様に定めがない事項についても、男女共同参画推進プラン策定上必要な事項は協議の上、人権・男女平等推進課の指示に従うこと。
- ウ 成果品の著作権は区に帰属する。

4 支払

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

5 個人情報の取り扱い

別紙「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。

6 その他

- (1) 受託者は、区の委託目的を十分に理解したうえで作業に当たること。不明な点が生じたときは速やかに区に確認のこと。
- (2) 本委託目的を達成するために必要があれば、区に対し積極的に提言及び提案を行うこと。
- (3) 委託事業の遂行に当たり、受託者が区の有する資料・情報を必要とするときは事前に区に申し出ること。区はその必要性を認めたときこれを受託者に提供する。
- (4) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (5) 受託者は業務の遂行に当たり、労働基準法や最低賃金法を始めとする関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。また、契約期間中に国等から示される指針等があった場合及び国等から示されている指針等に変更があった場合は、当該指針等を遵守すること。これにより、必要な場合はスケジュールを見直すものとする。
- (6) その他本委託に関して必要な事項は区と受託者の協議により決定する。
- (7) 本業務を遂行に当たり、事故が生じたときは、遅滞なくその状況について書面をもって報告すること。